

# 平成29年度 本部・各施設事業計画書

## 経営理念

1. わが法人は、『自由』『共生』『博愛』を基本理念とし、利用者一人ひとりに、地域・経済社会への参加と自立した生活をめざしたライフステージを提供し、悠生で安心できるくらしを追及します。
2. 各事業が提供する福祉サービスは、利用者及びその家族、ならびに地域住民の期待とニーズに合致した適正かつ質の高いサービスを提供し、もって地域福祉の向上に寄与します。
3. 民間社会福祉法人として、健全かつ活力ある経営に努めるとともに、先駆性・独自性を発揮し、社会福祉に貢献します。

## 福祉サービス方針

1. 役職員は高い志しや倫理観をもって利用者に相對します。
  - 一人ひとりを大切に考え支援を行います
  - 法令順守の管理体制を堅持します
  - 主体性を尊重して共感に基づく取り組みをします
  - 差別撤廃や人権擁護の立場で行動します
  - 苦情等の申出には誠意をもって解決を図ります
  - 家族等からの安心と信頼を得られるよう努めます
2. 組織が持つ機能を提供します。
  - 社会一般の生活と隔たりのない暮らしを提供します
  - 安全で快適な施設・環境をつくります
  - サービス利用にあたっては誠意をもって相談支援を行います
  - 公益性を図り、利用者、家族、地域等との共生・共栄の社会づくりを目指します

社会福祉法人りんどう信濃会

## はじめに

### 1. 事業計画の基本的考え方

平成 29 年 4 月 1 日から施行の社会福祉法等一部改正に伴い、法人制度改革に向けて障がい福祉サービス供給体制の整備及び充実を図るために、法人組織の根幹である新定款作成に向けて法人独自の委員会を開設し、国の定款例等に沿って、平成 28 年よりこの法人新定款案作成に向けて、意見交換・検討を重ねて参りました。

この定款案については、昨年 1 2 月の理事会において、具体的な語彙等内容について審議し承認を頂きましたので、書類等整備後当局へ変更申請書類を提出し、平成 29 年 1 月 31 日付で県より定款変更認可の通知を受けましたので、新年度から社会福祉法人改革の施行スケジュール通り、事業運営がスタートできる運びとなっております。

併せて、当法人として具体的な経営組織の強化を図るために、定款施行細則を始め、拠点区分運営協議会規則等関連する諸規程の改正も行い、今回の改正社会福祉法に合致した法人としての規程類の整備は概ね完了致しました。

今回の法律改正に伴い、次のような国からの法人制度改革のポイントが挙げられています。

#### 1. 経営組織のガバナンスの強化

- ・評議員会の設置義務と、現行の諮問機関から決議機関として必置となる。そのため、理事会は、業務執行機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能と理事等の義務や責任を法的に規定された。監事については、権限・義務・責任を法的に規定
- ・現行の評議員会が担っている諮問機関としての機能の一部を代替する仕組みとして、地域の代表者や利用者又はその家族が参加する「運営協議会」を、任意で設置することが可能となる。
- ・一定規模以上の法人への会計監査人の導入（当法人は平成 33 年より必置予定）

#### 2. 事業運営の透明性の向上

- ・財務諸表・現況報告等の公表を法的に明記し、閲覧対象書類を拡大する。又役員報酬基準の公表に係る規定の整備

#### 3. 財務規律の強化

- ・適正公平な支出の管理と内部留保の明確化
- ・社会福祉事業等への計画的な再投資

#### 4. 地域における公益的な取組の責務

- ・社会福祉法人としての福祉ニーズへの対応等責務として規定

平成 29 年度は、新評議員・役員（理事・監事）及び新規に発足した各寮の運営協議会委員の皆様にご協力いただき、新しい法人組織として発足する最初の年となります。社会的に厳しくなっている社会福祉法人への視線を意識しながら、その役割をより果たしていくような運営が求められています。

国や県においては、第 4 次障害福祉計画の最後の年ではありますが今まで以上に、より明確な位置づけと実行が求められる重要な項目として、地域貢献、地域公益事業等があげられます。各寮において地域ニーズに対応する公益的な取組み等について、29 年度の基本方針の重要事項に具体的な方向性や特徴的で核となるような内容を列挙することとします。

国の障がい福祉に対する方針や施策の主流は、継続的に地域福祉重視であり、障がい高齢者への対応についても地域で支える仕組みづくり、市町村によっては、介護保険適用者と認定しての退所要請など今までの入所施設にとっては、厳しい運営状況も見られるようになっていきます。

また、近年は各寮において、施設入所者の欠員が生じた場合の速やかな新規利用者の確保が困難で

あったり、グループホームの定員割れの事態も見られ、それらの問題が早期に解消されておりません。併せて、新卒者の応募者減による施設職員の人材不足の傾向が続き、総合的な職員の安定的雇用の確保も難しく、危惧される状態が見られるようになっております。そのため、現事業の安定的な経営を継続するため、様々な工夫や、経営努力が求められる状況となっています。

中長期の経営戦略を考える中で、29年度は法人各寮で策定した中期計画の最終年度ともなっており、計画の仕上げの年としてスムーズに執行し、更に次の3ヶ年を見据えた次期中期計画を立案していきますが、障害福祉計画の目指す方針と当法人の今後の方向性について、今までの実績と強みを活かしながら新たな事業活動を展開していけるよう検討していきます。

具体的な取組みについては、引続き各寮独自性を活かした具体的なアクションプランを立案し、自ら主導する経営計画を盛り込む内容となるような事業計画としていきます。

## 2. 平成29年度 法人・各寮事業計画の骨子と予算編成の基本

社会福祉法人制度改革の方針に沿って、平成29年度の基本的な重点項目に、「地域における公益的な取組み」について、法人及び各寮として地域福祉・推進が可能となるような項目を設定します。各寮で新規利用者や職員の雇用確保などが、重要課題となっていることから、現事業の体制を見直し、安定的な経営に向けての工夫や努力を法人・施設全体の共有課題として取り組んでいきます。

特に27年度から開始した中期計画の最終年度として、計画に沿って適正な事業を遂行し、本年度中において、次期中期計画策定に向けて具体的な各寮の今後の在り方を見据え、この中期計画の主旨である「経営の持続性と発展に期する」内容となるよう策定していきます。

具体的には、事業の推進目標の設定、設備等の維持管理・改善、職員の資質向上対策等を基本に、今期の計画を踏まえて地域の特性等含めた目標を計画的に推進できるよう立案していくことにします。

予算編成の基本は、障害福祉サービス等の報酬改定に大きな変動（福祉・介護処遇改善可算等については国の情報を待って検討する。）は見られませんでしたので、基本的な予算編成は前年度踏襲して積算します。

### 本年度の基本方針

#### 1. 支援サービスの向上

##### (1) 利用者の人としての尊厳を大切にす

- 1) 利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として尊重し、虐待防止・権利を擁護するとともに、人としての尊厳が守られることを最優先する。
- 2) 利用者の意思や自主性を尊重する支援に配慮すると共に、常に利用者の立場に立って主体的に行動できるよう支援する。
- 3) 職員は、コンプライアンス（法令等を遵守）することはもとより、利用者と対等な人間関係の確保に努める。
- 4) 利用者等からの苦情申し出を真摯に受けとめ、苦情解決を積極的に行う。
- 5) 利用者のプライバシー保護に努める。

##### (2) 健康の維持増進

- 1) 各種健康診断のほか、疾病の予防と早期発見、早期治療に努める。
- 2) 嘱託医や協力医療機関との連携、職員の医学的知識の習得を図る。
- 3) 機能訓練を始め、利用者に対応した摂食・嚥下の問題にも専門的な対応を図る。

- 4) 食生活の充実を図る。
- (3) 老化対策
  - 1) 利用者の老化傾向実態を把握し、一人ひとりに応じたりハビリの実施等老化防止に努める。
  - 2) 利用者の老化の進行に即応した支援及び介助・介護等に努める。
- (4) 豊かな暮らしの支援
  - 1) 利用者の意向を最大限尊重した、暮らしの場を提供する事業運営を目指す。
  - 2) 生活介護サービスのみの利用者にも、様々なサービスを提供し、より自立した生活ができるよう支援する。
  - 3) 利用者が自立して地域生活を可能とするため、共同生活事業を実施し、適切なバックアップ体制を確立する。
  - 4) 利用者が働くことを通じて、生き甲斐と喜びと誇りをもてるよう支援する。
  - 5) 利用者の教養や趣味などを深めるための支援を通じて、潤いのある暮らしを目指す。
  - 6) 高齢等により自立若しくは地域移行できない場合は、利用者及び家族等の意向を確認し、生涯にわたって入所支援、生活介護を支援する。
- (5) 利用者自治会への支援と協力
  - 1) 利用者自治会が自主的に運営できるよう支援する。
  - 2) 利用者自治会の意見を尊重し、施設運営が行われるよう配慮する。
- (6) 家族とのつながり
  - 1) 各施設の家族会及び悠生寮家族会連合会との連携を密にし、利用者・家族（身元引受人又は後見人）との課題を共有する。
  - 2) 家族(家庭)と施設事業・行事等の交流をとおして連携を深める。

## 2. 施設運営の方針

- (1) 新しく設立した各寮の運営協議会の活動の充実を図るため、規則に則り協議会委員である利用者、家族の代表者、地域の代表者等への情報の提供を行うと共に、施設運営への理解と協力、助言、意見等聴取するものとします。
- (2) 施設運営については、継続的にチェック&アクションの繰返しができるような体制を確立する。同時に国や県の動向を（本年は国・県の第4次障害福祉計画の最終年であり、次年度以降の動向も配慮）注意深く見守っていきます。
- (3) 社会福祉法人制度改革によって、ガバナンスの強化や、経営情報の透明性の確保が更に求められているため、各寮においても、情報等必要に応じて発信し、公開と共有化に努める。また、全ての法人の責務としての「地域における公益的な取組」の計画と実施、今後の当局からの方針等変更によって、社会福祉充実計画（「地域公益事業」；社会福祉充実残額を保有している法人は、その財産を活用するための位置付け事業ですが、当法人としては、当面非該当となります。）を作成し実施に向けて取組む。
- (4) 限られている経営資源（施設、設備、人材、資金及び社会資源等）をより有効活用するため、地域社会・利用者のニーズを的確に把握し、地域との絆を深め、地域貢献など可能な事業の展開を図ります。
- (5) 運営の基本文書である「職員行動規範」及び「福祉サービスマニュアル」に則り、委員会や研修会及び各寮の職員会等を通して皆が共有し、支援サービスの質の向上を図ります。
- (6) 経営の安定と障害者福祉サービスの質の向上を図るため、第一期中期計画の最終年として、この計画に沿って実施し、3年間で振り返り今後の事業運営等においても、課題や問題点を明確

に把握し、新施策に向けて新しい事業を推進するよう第二期中期計画を策定する。

(7) 利用者・職員特定個人情報規程（マイナンバー制度）に基づき、安全管理運用を図ります。

### 3. 施設整備

(1) 利用者にとって、常に住み心地の良い住環境の整備、維持管理と危険防止に努めます。

(2) 中期計画に則り、利用者の老化や身体状況に応じた整備・設備の充実を順次図ります。

(3) 多額な費用を必要とする施設整備については、中期計画に沿って事業を推進します。

### 4. 人材育成・職員研修

(1) 役職員の研修体制を確立し、経営、施設運営、支援サービスの向上に努めます。

(2) 職員の研修（必要な国家資格等取得含む）を重視し、職員の資質向上に努め、適正な人事配置を確立します。

(3) OJT を主体とした職場内研修を推進し、組織の一員としてそれぞれの役割を果たせる人材の育成を図ります。

(4) 利用者のニーズに応えられる専門性（技能含む）と、グローバルな知識及び人間性を兼ね備えた職員の育成を図ります。

### 5. 地域支援・交流

(1) 在宅障がい者の支援として、日中活動系サービスの受入れや、短期入所・タイムケア等を積極的に行うと共に、指定特定相談支援事業者として、利用者相談支援の推進を図ります。

(2) 施設の所在する地域と積極的に交流すると共に、地域の一員としての役割を果たす。

(3) 施設を可能な限り地域に開放し、必要な人材についても状況に応じて派遣し地域貢献を果たす。

### 6. りんどう信濃会後援会との連携

(1) 後援会の活動と組織強化に一定の役割を果たしていきます。

(2) 悠生寮家族会会員以外の障がい者を抱えている会員については、個別に意向聴取、情報の提供や相談支援業務等を行い、会員のニーズを把握し法人及び事業運営等に反映させます。

### 7. 法人悠生寮家族会連合会との連携

(1) 28年度において、一般社団法人家族会連合会は一般社団法人の解散に伴い、任意団体としての家族会連合会として活動を継続することになりました。事業等、今後の活動内容については、法人として従前のとおり支援し協力を図っていきます。

### 8. 外部機関等との連携

(1) 各障害保健福祉圏域の関係機関（基幹福祉事務所、市町村福祉事務所・福祉担当課及び総合支援センター）等と常に連携を保ち、障がい者の福祉サービス向上に向けて役割を果たしていきます。

(2) 長野県知的障がい福祉協会等の障がい者福祉団体との連携により、情報の確保、関係機関への意見の反映、職員の研修等を図ります。

(3) 西駒郷及び西駒郷保護者会、西駒郷協力会との連携を図ります。

## 本年度の具体的な取組み

### 1. 経営及び施設事業

- (1) 平成29年4月1日から施行される社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、「社会福祉法人制度の改革」として、経営組織のガバナンスの強化、公益性を担保できる経営組織の在り方、会計監査人（一定規模以上）の設置などがあげられており、改正法に則り対応を図っていきます。  
また「福祉人材の確保の促進」についても、当法人（施設）に関連する項目について、近年の人材不足を真摯に受け止め、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 制度改革において、特に法人（施設）の使命として、「地域における公益的な取組の責務」が謳われていることから、各寮においては継続的に施設立地の現状を鑑みながら、他の事業所では出来ない既存制度の対象とならない、福祉ニーズに答えられるような、出来る範囲の具体的な取組みを計画し実施していく。
- (3) 現事業や組織体制などを見直し、新規利用者、新規職員の雇用など安定的な施設経営に向けて一層の工夫や努力を行い、次期中期計画にも反映させる。
- (4) 平成29年度の給付費等基本報酬は、障害福祉サービス等の報酬改定に大きな変動は見られなかったものの、前年度の事業収支状況等精査し、法人・施設の中期計画（3カ年～5カ年）を基本とした運用を図り、各寮の収支バランスを適正に管理し、合理化・節制等を図りつつ、経営安定の維持に向けた取組みを年次的に実施する。

### 2. 施設整備（概ね平成29年度大規模整備関係事項）

- (1) 駒ヶ根悠生寮  
中期計画の作業棟ボイラー更新は、定期点検で異常ないため、様子を見て対応する。  
老朽化に伴う内装の修繕を実施する。
- (2) 穂高悠生寮  
中期計画に基づき、老朽化に伴う建物及び設備関係の補修や修繕事業を計画していますが、県補助金の動向を見極めつつ事業の展開を図る事にする。
- (3) 上田悠生寮  
大規模改修した本体設備の維持管理に努め、居室の部分改修を計画する。  
新規に竣工したグループホーム「いこい」の家屋、設備の維持・管理に努める。
- (4) 喬木悠生寮  
入所利用者の高齢化に伴い、利用者の入浴時の事故防止と職員の入浴支援の負担軽減を図るため、機械浴槽(ストレッチャー・担架を含む)の導入と、設置するための浴室内の改修工事を実施する。
- (5) はらむら悠生寮  
経年劣化により浴槽ボイラーを更新する。  
安全な入浴環境にするために浴室ドアの改修工事を実施する。  
グループホーム「悠楽」については、速やかに土地の確保に努め、スプリンクラーの設置義務等、各種設置基準に適合する新規の家屋建設に向けて準備に着手する。
- (6) 須坂悠生寮  
中期計画に基づく寮舎設備等の整備に努める。  
床のリノリウム張替え事業を継続する。

### 3. 職員の研修等

- (1) 喀痰吸引等研修（第三号研修・特定の者）の実施  
指定実施期間である法人本部が主催して喀痰吸引等研修(第三号研修・特定の者)を、年間計画に組み込み実施します。また施設の利用者状況によっては、出来る範囲で第二号研修(不特定の者)受講(外部研修機関の利用)を、を継続していきます。
- (2) 「サービス管理責任者」及び「相談支援専門員」等の受講研修は引続き継続します。
- (3) 「人事及び組織に関する基準」、「就業規則」及び「福祉・介護職員処遇改善加算」のキャリアパス要件等に基づき、福祉専門職員配置を維持するため、知識・技能等の習得を図る研修体系を計画的に取組んでいきます。
- (4) 質の高いサービスを効率的・効果的に提供するため、経験年数や職制に応じて、継続的に知識や技術を高めていくよう、法人マニュアル RP-1201「教育・訓練規定」に沿って研修体系を継続します。
- (5) 職員の安定的雇用体制とメンタルヘルス体制の充実  
職員採用について採用体制を見直し、安定的雇用につながるよう努めます。  
職員の離職を防止し、メンタルヘルス体制を充実するため、各寮の安全衛生委員会を定期的開催し、メンタルヘルスチェックを実施すると共に、必要な各種研修等をおこなっていきます。

### 4. 家族会との連携

- (1) 各寮の家族会活動を支援し、任意団体家族会連合会と連携していく。
- (2) 利用者、家族会の意見や要望等が反映されるよう、拠点区分運営協議会等において家からも意見等具申していただき、法人及び施設の運営に活かされる体制の構築と共に、一層の理解と協力や絆を深めていきます。

### 5. 本年度予算の基本

- (1) 「事業計画の基本的考え方」記載のとおり、平成29年度障害福祉サービス等の基本報酬は、前年度の報酬改定以後に大きな変動は見られませんので、法人及び各寮の中期計画に準拠して、前年度を踏襲した資金収支予算執行とし、第一期最終年度の中期計画内容に沿って履行し、経営の安定維持を図るような対応とします。
- (2) 補正予算について  
必要な事案が生じた場合、理事会において随時審議していきます。

# 平成 29 年度 駒ヶ根悠生寮事業計画

## 本年度の基本方針と目標

駒ヶ根悠生寮は、平成 29 年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 施設入所及び生活介護事業・共同生活事業において、欠員の早期補充をめざし支援サービス体制の充実を図る。
2. 短期入所事業について、地域のニーズと緊急受入れ要請に応えるため、定員を 5 名から 7 名に増員する。
3. 第一期中期計画の最終年度にあたり、プロジェクト会議を組織して居住環境等の再検証を行い、第二期中期計画を策定する。

## 具体的な取り組み

### 1. 支援サービスの向上

#### (1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、個々の暮らしに相応しい支援サービスと環境を整える。
- 2) 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、自己決定に困難を抱える利用者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、質の高いサービス提供をめざす。
- 3) 「福祉サービス第三者評価基準」による自己点検(359 項目)を実施し、明確化された課題を改善していくことで、サービスの質の向上を図る。

#### (2) 人権、権利擁護

- 1) 「職員行動規範」を遵守し、全職員が確固たる倫理観をもって利用者支援にあたる。
- 2) 虐待防止委員会を中心に、権利擁護、虐待防止への組織的な対策に取り組み、不適切支援ゼロをめざす。
- 3) 身体拘束対策委員会を中心に、グレーゾーンを含めた検証を実施し、身体拘束ゼロをめざす。
- 4) 利用者の学習会を開催し、権利意識の高揚を図る。

#### (3) 健康の維持と介護予防

##### 1) 健康管理

- ・利用者個々の健康状態の把握に努めると共に、各種定期健診を実施し、疾病等の予防と早期発見・治療に努める。
- ・利用者自治会等の機会を通じて、保健及び栄養などに関する情報提供を行ない、その啓発を図る。
- ・PT(理学療法士)、ST(言語聴覚士)の指導によるリハビリと口腔衛生の充実を継続する。

##### 2) 食生活

- ・食生活委員会を中心に、食の充実をとおして生活の潤いをめざす。
- ・調理業者との連携を図り、利用者の疾病や障がい等の個別ニーズに即応できる食事の提供に努める。

##### 3) 感染症の予防

- ・感染症対策委員会を中心に、施設内の衛生管理と感染症の予防及び対策を継続的に実施する。

##### 4) 介護予防

- ・利用者の心身機能を把握し、その維持・改善と環境調整をとおして、個々の生活機能レベルの向上に努める。
- ・利用者も職員も安心・安全な介護技術の習得に努める。

#### (4) 日中活動の充実

- 1) 生産活動及び創作活動等、日中活動の選択肢を増やし、個々のニーズに沿った活動の提供に努める。
- 2) 活動環境の整備と適切な活動支援が行える職員配置に努める。

#### (5) 危機管理体制の充実

##### 1) 防災

- ・様々な災害(火災・地震・水害 等)を想定した訓練を実施する。



- ・有事の際に実効性のある事業継続計画(BCP)を作成し、その内容及び備品の更新を随時行う。
- ・地域との防災協定の見直しと近隣企業との応援体制を確立する。

## 2) 事故防止

- ・事故ヒヤリの検証を確実に実施し、再発防止に努める。
- ・リスクアセスメントや日常の危険予知の実施により職員各自の気づきや感性を高める。
- ・簡易型ヒヤリハットの継続活用

## 3) 防犯

- ・利用者の生命・身体・心を守ることを最優先として、職員は自身の安全も守りつつ連携して防犯に努める。
- ・不審者の侵入を想定し、ハード及びソフト面を整備する。
- ・地域住民及び家族・関係機関(市・警察・消防等)との関係づくりに努める。

## (6) 苦情解決

- 1) 日常での要望に真摯に対応し、利用者満足度の向上に努める。
- 2) 職員は利用者の想いを積極的に代弁するよう努める。
- 3) 苦情解決第三者委員を招聘して、利用者へのきめ細かな聴き取りを実施する。
- 4) 利用者への苦情解決体制の学習会を継続実施する。

## 2. 施設運営の方針

### (1) 中・長期的な施設運営について

- 1) プロジェクト会議を組織し、第一期中期計画の内容について精査・検証し、第二期中期計画を策定する。
- 2) 地域・利用者・家族会の代表者で組織する運営協議会において、事業計画及び予算・中期計画・地域貢献事業等について意見を聴取し、施設運営に反映させる。
- 3) 長期的な将来構想に向けて継続的な検討とシミュレーションを行っていく。

### (2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 各事業、法令を遵守し適正な支援サービスを提供する。
- 2) 利用者欠員時の早期補充のため、関係機関及び他事業所・病院等との関係作りに努める。
- 3) 日常から省エネ・節約に努める。

## 3. 施設整備

- (1) 寮舎内外の建物・設備等の保守管理に努めると共に、突発的な事態に対応できるように準備する。
- (2) 老朽化に伴う内装の修繕(複数年計画)を開始し、より快適な居住環境に整えていく。
- (3) 寮舎内の照明のLED化を進める。
- (4) 厨房に食器洗浄機を導入する。

## 4. 職員研修・人材育成

- (1) 利用者の介護ニーズに適切に対応するため、介護の知識・技術の向上研修を充実させる。
- (2) 精神障がい・発達障がい等について、更に理解を深めるための研修を充実させる。
- (3) 各福祉士の資格取得者は自己研鑽に努め、専門性の向上に努めると共に業務に反映させる。
- (4) 外部研修の受講者は、職場内での伝達研修を確実に実施し、現場の衆知となるよう努める。
- (5) 職員の安全及び健康の保持増進のため、安全衛生委員会を定期に開催すると共に、メンタルヘルス研修を実施する。

## 5. 地域支援・交流・相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の組織運営を充実させる。
  - 1) クループホーム「はるか」及び「五十鈴の家」の欠員補充と、世話人及び生活支援員の適正配置に努める。
  - 2) 老朽化が懸念される「グループホーム「はるか」」の賃貸契約が今年度で終了となることから、利用者の意向を確認し、今後の方向性を定める。
- (2) 「短期入所事業」「タイムケア事業」の積極的な受入に努める。

- (3) 地域の資源としての当寮の位置づけを明確にすると共に、地域社会貢献に努める。
- 1) 町4区第6自治組合の一員として役割を果たしていくと共に、相互の行事をとおして交流を深める。
  - 2) 地域公益的事業として、「地域住民交流学習支援事業」を実施する。
  - 3) 災害時の地域住民及び障害児者の避難受入れ場所として準備する。
  - 4) 市町村や地域の事業所・関係機関等（圏域自立支援協議会や障害者総合支援センターとの連携を図り、地域福祉に貢献する。
- (4) ボランティアとの交流を積極的に図り、新たな開拓につなげる。
- (5) 音楽サークルや各種団体を積極的に受け入れ、利用者の暮らしに潤いを持たせるようにする。
- (6) 指定特定相談支援事業の体制と円滑な運営に努め、圏域との連携を密にする。

## 6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 利用者支援に関して、日常的な家族への連絡及び定期通信を行ない、相互の理解を深める。
- (2) 家族会が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (3) 家族職員交流懇談会を開催し、相互の情報交換と連携を深める。

## 7. 年間行事計画

月	行事内容	家族会行事・参加行事
4	・開寮記念日(4/3) ・お花見(4/12) ・春期ふれあい期間(4/29~5/7)	
5	・端午の節句 ・地域合同防災訓練(5/28)	・家族会環境整備 家族会正副会長会(5/13) ・上伊那地区障がい者スポーツ大会(5/27) ・地域河川一斉清掃(5/28)
6	・五平餅会	
7	・七夕祭(7/7) ・納涼祭(7/29)	・長野県障害者フライングディスク大会(7/15) ・家族会環境整備(7/22)
8	・生活習慣病検診(8/2) ・夏期ふれあい期間(8/11~16)	
9	・総合防災訓練 ・敬老会	・駒ヶ根市ふれあい広場(9/3) ・家族会正副会長会 ・家族会環境整備 家族職員交流懇談会(9/30)
10	・第39回りんどう祭(10/7)	
11	・収穫祭 ・地域との交流会	・長野県知的障がい福祉大会
12	・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間(12/27~1/3)	・家族会漬菜作業(12/9)
1	・利用者新年会(1/10)	・町内どんど焼き
2	・節分	・家族会正副会長会
3	・ひな祭り	・駒ヶ根市社会福祉大会(3/3) ・家族会手作りご馳走会 理事会・総会 職員との懇親会(3/10)
随時	・グループ旅行 ・季節に合わせたスポット的行事 (手作りおやつなど) ・レクリエーション (サンスポーツスポーツ教室など) ・町四区親和会等との交流会及び共催事業 ・デイプログラム行事(音楽班など)	地域公益的事業「地域住民交流学習支援事業」 3カ月に一回実施(土曜日 1-1.5時間) 地域集会所において実施。1カ月前に回覧で周知。 ・介護福祉士による「介護技術学習会」①③ ・管理栄養士による「食事栄養学習会」①③ ・看護師による「感染症対策学習会」①③ ・障がい者スポーツ指導員による「スポーツ体験会」② 対象者 ①地域住民 ②障がい児者 ③障がい者・要介護者家族

# 平成29年度穂高悠生寮事業計画

## 本年度の目標

穂高悠生寮は、平成29年度の法人基本方針及び中期計画に基づき、本年度の重点目標を「各サービス事業の一体的安定運営」とし、具体的な目標は次のとおりとする。

- (1) 職員一人ひとり職業意識を高め、良質な介護支援サービスを提供する。
- (2) 施設寮舎、設備等の維持管理に努め老朽対策を怠らない。
- (3) 各事業の適正運営と連動性を高める。
- (4) 障がい福祉に対する理解を広めると共に悠生寮のブランド力を高める。

## 穂高悠生寮の宣言

ひとつ 暴力、虐待はしません。許しません。

ひとつ 安全、快適な施設作りを続けます。

## 今年大切にしたいこと

利用者、職員ともに健康で豊かな生活が営める施設にします。

## 具体的な取り組み

### 1. 支援サービスの向上

- (1) 個別支援計画を基に的確、柔軟に介護支援サービスを提供し、利用者の満足度を高める。
  - 1) サービス提供記録は正確性、整合性含め、適正に管理をしていく。
- (2) 活動の支援
  - 1) ぐらしに楽しみや喜び(生きがい)を感じられる支援サービスを提供する。
  - 2) 働くことの喜びや生きがいを感じられるよう活動種目を複数用意し日課に定着させる。
  - 3) 日中、居室から出て過ごせるように日中施設環境を整える。
- (3) 安全で快適な介護
  - 1) 要介護者の日内変動を的確に見極め、効果的に支援する。
  - 2) チームプレーを常として事故や誤用を未然に防ぎ、要介護者の快適性や安全性を高める。
- (4) 健康の維持と予防介護
  - 1) 看護師を中心に通年健康管理に努めると共に緊急対応・医療行為・ターミナルケア等を的確に対処する。
  - 2) 通所・ショートステイ利用者等の健康情報を把握し、健康管理に助力する。
  - 3) 食事、運動、睡眠、衛生等の大切さを支援部長・看護師・栄養士が中心に自治会・利用者朝会などで実演・講話等を行い、利用者に伝えていく。
- (5) 苦情解決の取組(相談受付)
  - 1) 第三者委員による施設の可視を進め、適正な施設サービスにつなげる。
  - 2) 受け付けた苦情や相談は、職員引継会・職員会毎に報告を行う。
  - 3) 受付内容を施設全体で共有する事で申出者に的確な回答を示し説明責任を果たす。
  - 4) 回答後の結果について日常的に経過を確認し、申出者の満足度を高める支援につなげる。

## (6) 事故防止対策

- 1) 事故報告による暫定対策の精度を高めるために経過報告を確実に行う。
- 2) 事故の予知、予見力を高めるために再発ケースの検証を日常化する。

## (7) 虐待・身体拘束の防止

- 1) 権利侵害を防ぐため、職員同士が互いに注意・抑止し合える職場風土を作る。
- 2) 虐待を含めた権利侵害が発生した場合は内容を確認し隠ぺいする事無く、関係機関への通報等を含め適正に対処する。
- 3) 日常から上がるケースを基に介護・援助方法を見直し、複数の方法を設けることで拘束抑制の軽減と防止に努める。
- 4) 効果的に抑制や拘束の解除を促進するために、関連書式並びに記録方法などを改善する。

## 2. 施設運営の方針

- (1) 各事業ごと、法令を順守し適切な支援サービスを提供する。
- (2) 各事業の職員が一体感を持って連動し、組織力を強化していく。
- (3) 年令、介護度、障がい特性に相応しい施設環境を整備していく。
- (4) 各事業の稼働率等により事業の継続性及び職員体制の適正化を見極めていく。
- (5) 感染症対策、交通安全対策、労働安全対策を講じていく。
- (6) 福祉サービスマニュアル等の実効性を高めていく。
- (7) マイナンバーの管理運用は利用者特定個人情報取扱規定並びに就業規則を遵守する。
- (8) 運営協議会を設け施設運営の適正度を高めると共に地域の拠点施設として機能していく。
- (9) 30年度からの第二期中期計画を長期展望も視野に入れ策定する。

## 3. 施設整備

- (1) 社会福祉施設整備補助金事業(27年度未執行)を内示後速やかに行う。  
総事業費 42,165千 (国県 30,124 見込み 自己 12,041 見込み)

①本館屋根、壁塗装等

②灯油地下タンク新設等

- (2) 館内クロス張り替え工事(二期から三期) 4,034千
- (3) 作業運搬用トラックの購入 1,500千
- (4) 館内照明 LED 交換工事 68基 969千
- (5) 誘導灯設備更新工事 12基 497千
- (6) PC ライセンス・記録ソフト 355千
- (7) 介助用トイレ付帯設備 288千
- (8) 医務室薬整理保管庫の購入 199千
- (9) ブレンダー(厨房機器) 119千
- (10) フードプロセッサ(厨房機器) 101千
- (11) 施設及びグループホームの建物、設備、機器の点検を月1回每行い不具合や修繕箇所の早期対処に努める。
- (12) 高額設備等の突発的破損による更新はリース契約等で対応する。

#### 4. 職員の研修・人材育成

- (1) 相談支援及びサービス管理責任者の資格要件を満たすため人事管理に基づき養成する。
- (2) 協会等の外部研修に参加して学ぶ力を養い、現業に必要な専門性を高めていく。
- (3) 法人事業所間で外部講師型研修を開催し業務改善と改革意識の向上を図っていく。(年7回)
- (4) 施設研修は利用者像に合わせた必要かつ専門的な研修を行い支援サービスの弱点克服を図る。
- (5) 補助金制度を活用し専門的な知識技術を学ばせると共に介護福祉士等の資格取得を支援する。
- (6) 職員の定着率を上げるため、新人等に対する教育指導を体系的かつ丁寧に行う。
- (7) 法人研修を通じて目的や意識を持って参加し自分の立ち位置や行動を明確にしていく。

#### 5. 地域支援・交流

- (1) 施設周辺道路等の環境整備及び美化を心掛ける。
- (2) 牧区、安曇野市内を中心に相互行事を通して住民交流をする。
- (3) グループホーム利用者は所在地域の公役を果たすと共に積極的に地域生活を営む。
- (4) 新旧ボランティアとの交流を図り、発展的な関係を作り上げる。
- (5) 在宅利用者の生活支援をすると共に就労目標に対しても支援する。
- (6) 施設及び職員の専門性を防災訓練や施設研修において提供する事業を公益化する。

#### 6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 運営協議会との協力体制を整えると共に委嘱委員を支えていく。
- (2) 施設及び組織の案内を分かりやすく丁寧に通信物等を通して行う。
- (3) 施設運営に不信、不安が無いように定期的に報告及び検討機会を設ける。
- (4) 成年後見制度について機会あるごとに理解促進を図っていく。
- (5) 家族会顧問2名を第三者委員に引き続き委嘱する。
- (6) 家族会連合会の在り方について検討機会を設ける。

#### 7. 年間行事計画(別紙)

平成 29 年度 穂高悠生寮 行事計画

月	行 事 内 容	参加（地域）行事	家 族 会
4月	開寮記念 道祖神祭り・花見 /20		道祖神祭り・花見/20
5月	端午の節句 魚国合同炊き出し訓練		家族会総会 /14
6月	デザートバイキング 運営協議会 /24	牧区ふれあいサロン	運営協議会 /24
7月	七夕祭り 家族会合同環境整備 /9 胸部X線 納涼祭 /28		家族会合同環境整備・職員交流会/9 連合会定期総会(諏訪) /7 - /8 納涼祭 /28
8月	納涼バイキング 鱒つかみ	牧区ふれあいサロン	
9月	賀の祝い 合同防災訓練 利用者一般健診	牧区防災訓練	
10月	悠秋の集い /5	牧諏訪神社礼祭 草競馬 牧区芸能祭	悠秋の集い /5
11月	インフルエンザ予防接種 焼き芋会	市文化祭 福祉大会	福祉大会 焼き芋会
12月	家族会合同漬物環境整備/3 クリスマス会・忘年会		家族会合同漬物環境整備/3
1月	新年会バイキング 三九郎 /12		三九郎 /12
2月	節分 餅つき	ナイスハートバザール	
3月	ひな祭り 運営協議会		家族会総会 /25 運営協議会
適時	グループ旅行(日帰り・泊)・ミュージックケア・ハビリ アロマセラピー・訪問コンサート等・訪問理容・PT 訪問リハビリ・歯磨き指導 内科検診 1/月 精神科往診 1/月 訪問歯科 眼科検診 歯科検診 婦人科検診		

## 本年度の基本方針と目標

上田悠生寮は、平成29年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

### 1.現状の事業についての取り組み

- 施設入所支援については、新規の入所について、利用者（ご家族）・関係者の意向を尊重しながら上小圏域入所調整会議（圏域外）を含めた調整により速やかな欠員補充に繋がるように取り組む。
- 新設グループホーム「いこい」の開設により定員10名（短期利用1室含む）で新たなメンバー構成による生活が始まる。利便性を活かして利用者の暮らしを支援する体制を整える。
- 短期入所については、利用者・ご家族の意向に対応した受け入れ体制を一層充実させる。

### 2.第1期中期計画の最終年度に実施する事業等（目標）について

- 第一期中期計画に沿って入所定員を45名とし、生活介護を65名とする。定員減に伴い短期入所利用の定員を6名に増員する。
- 指定一般相談支援（地域定着）・指定特定相談支援については関係者と協力して、懇切丁寧に相談業務を行う。
- 隣接の県道丸子塩川線の環境美化に継続して取り組む。
- 上小圏域の地域生活支援拠点等の整備が各事業者間の連携により4月より、事業開始になるため、輪番制による緊急時の短期利用者の受け入れ体制を整える。
- 30周年記念式典の企画・執行をする。

## 1.具体的な取り組み

### （1）利用者本位の福祉サービスの提供に努める

- 1）サービスを利用したい方々への丁寧な対応を図り、サービスの提供に努める。
- 2）利用者の生活実態やサービス利用計画に基づいた個別支援と体制を整える。
- 3）日中活動・余暇支援が利用者の暮らしに反映できるように努める。
- 4）私の応援プラン（サービス等利用計画）に基づき、他の事業所に通う為の支援を継続する。

### （2）人権、権利擁護

- 1）職員行動規範の遵守事項を念頭に不適切な支援及び虐待の防止に取り組み、より良いサービス提供を行う。
- 2）利用者の個人情報等の適正な取扱いに努める。
- 3）利用者の自己決定権を尊重する努力を重ねる。
- 4）気づきをオープンにできる風通しの良い環境を整備する。
- 5）実習生やボランティア等の第三者評価や感想を真摯に受止め、改善に役立てる。
- 6）支援内容を振り返り権利侵害になっていないか、第三者の視点で客観的に判断ができる事を目指す取組をする。

### （3）健康の維持増進

- 1）施設内の衛生管理を日常的に実施、又感染症対応への迅速・適切な対応が図れるよう準備する。
- 2）健康診断や日々の定期通院等により疾病の予防と早期発見、治療に努める。
- 3）食生活委員会の内容が食事提供に反映されるように努める。

#### (4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 利用者個々の状況に応じて、専門家の診断、見解を参考に予防介護に努める。
- 2) 支援サービス会議等で利用者状況を共有して、きめ細かく対応する。
- 3) 嚥下機能の低下に対応する為の研修等で知識の習得や介助に役立てる。

#### (5) 日中活動の充実

- 1) 利用者の感性の育成や才能の発掘に努め、ひとりひとりが楽しむ事ができる機会を提供する。
- 2) 生活介護を利用する方への個別対応を継続して行く。

#### (6) 危機管理体制の充実

- 1) リスクマネジメントの推進により、サービスの質や安全性を確保していく。
- 2) 身体拘束は解除する事を目標に検討をして、身体拘束ゼロに向けての取組を継続する。
- 3) 喀痰吸引等特定行為の対象者には危機管理委員会（医療的ケア委員会）で課題解決に努める。
- 4) 防災計画には自然災害や震災対応も加えた内容を訓練に反映させる。
- 5) ストレスチェックの職場評価結果・分析を安全委員会で検討して労働環境の改善・休憩時間の確保等につなげる。
- 6) 交通ルールを守り、安全運転のもとに業務にあたる。

#### (7) 苦情解決体制の整備

- 1) 「気づき」の視点から日常的に利用者の思いを共有して、課題の解決を図る。
- 2) 苦情解決の過程を明らかにしてサービスが適正に提供されているか検証し、満足感を得られる仕組みにして行く。
- 3) 苦情解決のシステムを効果的に活用し、生活の満足度向上を図る。

#### (8) 虐待防止

- 1) 虐待防止・人権擁護に関する規定に基づき定期的に委員会を開催、協議を重ねる。
- 2) 接遇、支援業務にあたる職員自身の姿勢について、研修や日常の振り返りの機会を通じて、質の高いレベルを目指して、利用者の皆さんに相對する。

## 2. 施設運営の方針

- (1) 上田悠生寮は昭和 62 年に開設、今年度 30 周年となりました。上小圏域は障害者自立支援法の施行後に生活介護、就労、相談支援等のサービスが提供される多くの事業所が存在して、利用者にとって各事業所の障がい福祉サービスを選択できる環境が整いつつあります。この間上田悠生寮では①短期入所②共同生活事業③通所④指定特定・指定一般相談支援事業（地域定着）の各事業を行ってきました。圏域内には多くの事業所があり、生活介護も魅力を感じる内容にならないと利用者の確保には繋がりません。今後の取組として①介護度も増していることから入所定員 45 名として、手厚い職員体制を構築すること。②グループホーム利用者の高齢化への人的対応を図ること。③本体利用者の居住環境の整備。④圏域のニーズを汲みあげた事業展開を検討していく。（児童のデイ等）といった計画を挙げています。
- (2) 運営協議会を組織し、地域の代表者、利用者、家族の代表者等のご意見をいただき、施設の事業運営に反映させる。
- (3) 経営安定化の具体的取り組み
  - 1) 入所定員 45 名での運営のもとに新規利用者の確保に努める。
  - 2) 短期利用や日中一時の利用者の受入れに努める。



### (3) 情報管理

マイナンバーの管理運用について、利用者・職員の特定個人情報取扱規程等を遵守する。

## 3. 施設整備

### (1) 施設整備

- 1) 改修した設備の維持管理に努め、居室の部分改修も計画していく。
- 2) 自活訓練棟の有効活用に努める。
- 3) 防犯対策の充実。設備面を含め検討する。

### (2) 生活環境の整備

- 1) 環境美化を常に意識して、季節に沿った生花や小物等の装飾にも配慮して行く。
- 2) 快適な環境作りの為、4 S運動（整理、整頓、清潔、清掃）を積極的に推進する。

## 4. 職員研修・人材育成

- (1) 各種の研修を通じて自己研鑽に努め、良い取組みは施設内に反映できるように努力する。
- (2) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の研修を計画、常に人権感覚を持ち業務を遂行する。
- (3) 相談支援専門員の資質向上につながる研修に参加する。
- (4) 雇用状況を鑑み継続して人材確保に努める。

## 5. 地域支援・交流、相談支援事業、社会貢献

- (1) 共同生活事業部の円滑な運営を行う。
- (2) タイムケア、日中一時支援事業等を利用する方の継続した受け入れを行う。
- (3) 短期入所を利用する方の受け入れを継続する。
- (4) 上小圏域自立支援協議会や上小圏域障害者総合支援センターとの連携を図る。
- (5) 個人等のボランティアとの交流を図り、新たな開拓につなげる。
- (6) 各種団体の受け入れを行い、利用者の暮らしに潤いが持てるようにする。
- (7) 諏訪形区や地域活動に協力し交流する機会を模索する。
- (8) 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業（地域定着）を担当する職員が計画的に相談者に関われる体制を継続する。
- (9) 少年補導委託先として個々の状況に応じた受入体制を準備して、役割を継続する。
- (10) 上田市諏訪形地区との防災協定の見直しを図り、災害時の避難場所や障がい者や高齢者の避難場所としての体制を整備する。
- (11) 地域生活支援拠点等の整備がなされ、上小圏域では29年度4月から事業が開始となる。輪番制で緊急時の短期利用者の受入を行う。
- (12) 県道丸子塩川線の環境美化に継続して取り組む。

## 6. 業務改善

- (1) 経費節減の視点を持って運営に関われる職員意識を構築する。
- (2) 光熱水費の節減に努める。
- (3) 職責を自覚して業務を遂行する。
- (4) 業務委託先の評価も参考にして変更も視野に検討をして行く。
- (5) 上田悠生寮運営協議会・虐待防止委員会での提言も施設運営に反映できるように努める。

## 7. 通所（生活介護）・共同生活援助

- (1) 在宅や養護学校卒業後に利用する方には個別対応等を取れる体制を継続する。
- (2) 世話人会議等で利用者の情報を共有して、様々な課題に向き合い解決を図る。
- (3) 共同生活援助事業は利用者の実態に応じた支援や介護保険サービスも併用して暮らしを支える。
- (4) ホームを利用する方々の暮らしを考え、夜勤体制も構築して支援にあたる。
- (5) 苦情解決システムを効率的に運用し、地域生活の満足度の向上を目指す。

## 8. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 家族会事業等が円滑に活動できるよう連携を図る。今後の家族会のあり方を関係者と協議して行く。
- (2) 悠生寮家族会連合会の事業活動等運営に協力をしていく。

平成 29 年度 年 間 行 事 予 定 表 上田悠生寮

月	行 事 内 容	・参加行事・通所・家族会
4	・開寮記念日(4/1) ・お花見 ・中間ふれあい期間(4/ ~5/ )	・家族会役員会(4/ ) ・家族会総会(4/29)
5	・リクレーション ・避難訓練	・通所部家族懇談会 ・上小障がい者スポーツ大会(5/20)
6	・バイキング	・家族会環境整備(6/ )役員会 ・第27回ほのぼの市(6/17 ~18 )
7	・七夕祭(7/7) ・	
8	・納涼祭 海野町七夕祭 ・夏期ふれあい期間(8/ ~8/ )	・
9	・総合防災訓練 ・敬老の日 ・上小地区心身障害児者施設連絡協議会レクレーション大会(9/22)	・うえだ市民ふれあい広場 ・家族会環境整備(9/ )役員会
10	・第30回 りんどう祭(10/ )30周年式典 ・	家族会協力
11	・勤労感謝祭	・長野県知的障害福祉大会(11/30)上田中央公民館 ・家族会野沢菜漬作業(11/ )役員会
12	・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間(12/ ~1/ )	・通所部家族懇談会 ・通所年末年始休み
1	・新年会	・家族会正副会長会
2	・節分(2/3) ・バイキング ・夜間避難訓練	
3	・ひな祭り(3/3)	・家族会手作りおやつ提供(3/ 10.)役員会
随時	・グループ旅行 ・季節に合わせたスポット的行事・行事食 ・レクレーション(サンスポート佐久) ・誕生会	外出(カラオケ・温泉・ボーリング・ハイキング・コンサート等) 通所旅行

# 平成 29 年度 喬木悠生寮事業計画

## 本年度の目標

喬木悠生寮は、平成 29 年度法人基本方針及び中期計画に基づき、本年度の具体的な目標を次のとおりとする

1. 安定的な事業運営と職員個々の資質の向上の為、以下について重点的に取り組む
  - 1) 一年を通して安定的な支援体制の維持継続を目標に、実際の支援体制に合わせた効率的なサービスの提供ができるよう日課の見直しや、支援内容のスリム化を図ってゆく。
  - 2) 安定的な支援体制の維持の為に職員のメンタルヘルス等の労働衛生、労働安全に積極的に取り組む。
  - 3) 「気づき」「KY」(危険・予知)の醸成と接遇マナーの向上を図り、利用者の安全と安心、信頼の確保に努める。
  - 4) 通所事業の安定的な運営を図り、利用者一人一人の生活体験の拡充且つ障がい特性に合わせた支援に努める。
  - 5) 共同生活事業については年度内のさくらそう閉鎖を見据え、利用者の生活上不都合が無いよう相談支援専門員と連携し対応すると共に、ホーム利用者の暮らしに対しよりきめ細やかな対応に努める。
  - 6) 相談支援業務について、より丁寧な相談業務を行うよう心掛ける。
  - 7) 各種事業の一体的運営の為に事業部間の連携を強化する。
2. 第 1 期中期計画最終年の取り組みと第 2 期中期計画 (H30 年～33 年) へ向けての取り組み・作成
  - 1) 重度高齢化への対応と支援効率の向上、労働安全の確保の為に機械浴槽を導入する。又、そのために介護浴室の拡張等の付帯工事も併せて実施する。
  - 2) 入所定員は 40 名を目指す。生活介護は引き続き 60 名維持で利用増を目指す。利用者介護の状況や圏域のニーズによっては定員 50 名に減員も視野に入れてゆく。又入所定員変更後の維持の方策についても共同生活事業部利用者の高齢化、要介護状態への対応と絡めて検討を進めてゆく。
  - 3) 入所定員 40 名を目指す中でより効率的で安全・快適な支援を目指す為居住空間のユニット化を視野に入れて検討を進めていく。
  - 4) 公益的事業(在宅知的障がい者の災害時の地域指定福祉避難所)への取り組みに向けてのプランを具体化していく。

## 具体的な取組み

### 1. 支援サービスの向上

- (1) 権利擁護、接遇マナー  
「優しい言葉で話しましょう」を H29 年度の権利擁護スローガンに掲げ、その実践を行うと共に虐待防止チェックリストを活用し、施設の体制整備の点検や支援姿勢の振り返りを行い、人権意識や接遇マナーの向上に努める。
- (2) 利用者の「意思決定支援」の実践  
利用者本位の「意思決定支援」について個々の個別支援計画の中で実践し、その実現を図る。又その経過や内容等日々の記録は必ず残す。また利用者理解を深める為のケース検討会を随時実施していく。
- (3) 「福祉サービス第三者評価基準(共通基準〔障害者・児施設版〕)」による自己点検を実施し、具体的な課題を把握・改善のうえサービスの質の向上に結びつける。
- (4) 健康の維持促進
  - 1) 健康管理

- ・利用者の健康チェック、バイタルチェックの徹底を図り、個々に応じた体調把握を行うと共に、各種定期健診などを通じ、疾病の早期発見・治療に努める。
- ・重度多様化する利用者の健康管理のため、看護師を中心に現場支援員との連携を密にし健康管理に努めるとともに、様々な利用者の状況に対応できる体制づくり(医療機関や家族との連携)に努める。
- ・感染症予防に万全の対策を講ずる(標準予防策の徹底と継続、地域の感染症情報の適切な把握)

## 2) 介護・予防介護

- ・生活習慣病及び咀嚼・嚥下障害等に対応する為定期的な ST(言語聴覚士)の指導助言をもとにコミュニケーション・嚥下に関する軽減、改善を目指す。
- ・PT(理学療法士)を招聘し、予防介護・生活リハビリの視点でハビリ・リハビリメニューを効果的に実施する。又、現場スタッフも支援の知識・技術を磨き、経験を重ね、自らよりよいアイデアを生み出していく。
- ・介護福祉士プロジェクトチームを中心に、身体支援・介護法を利用者個々の状況に合わせて見直しをする。

## 3) 食生活

- ・食生活委員会と調理委託業者との連携を強化し、「食の楽しみ」や「健康維持」の観点で利用者の利益に供するよう委託業者に求めてゆく。
- ・適温提供及び安全且つ効率的な支援の実現に向けて、配膳方法並びに介助方法の検討を行う。

## (5) 苦情解決体制の整備・充実

- 1) 第三者委員が行事や利用者自治会へ参加する機会を積極的に設けることにより、利用者との懇談や提言の場を確保する(最低1人年2回)
- 2) 月2回の利用者自治会の場で積極的に苦情・要望等を受付け、申出者に早急確実な対応を図り、利用者満足度の向上に努める。利用者自治会は利用者同士の意見交換の場と位置付け、その場面への支援を行っていく。
- 3) 職員一人一人が、日頃の何気ない会話などから利用者の思いをくみ取る「気づき」の醸成に努める。

## (6) 身体拘束ゼロ

- ・対象者ゼロを維持するため、拘束を必要としない支援方法について継続して考える。

## 2. 施設運営の方針

### (1) 施設経営の安定化

- 1) 入所支援事業については、限られた職員数による効率的かつ安全なサービスを提供していく。将来の入所定員変更に備えて職員体制の見直しを検討する。
- 2) 生活介護事業については、当寮の周辺環境及び地理的資源を活かすなど、利用者のニーズ、暮らしに合った日中活動を継続展開する。
- 3) ショートステイ事業については、引き続き利用者数を確保するため、居室づくり及び支援体制の見直しを行う(定員6床:現在平均3人 目標値3.5人~4.0人)
- 4) 共同生活事業については、各ホームとも地域住民の協力を得ながら地域自治会活動に参加するとともに、利用者に対する世話人の効率的なサービスの提供及び栄養士による栄養管理について引き続き実施する。利用者支援上の配置として非効率なホーム(さくらそう)や消防設備等設備面に課題を抱えるホーム(新賀ハイツ)の今後の運営について考える(さくらそうは29年度をもって契約終了予定)
- 5) 相談支援事業については利用者のニーズに沿った暮らしの実現に向けてサービス等利用計画の作成やモニタリングを丁寧に行うと共に、利用者の状況変化等に応じて計画の変更を行う。
- 6) 拠点区分運営協議会との関係性を強化し、地域や利用者、家族などからの施設運営に対する積極的な意見聴取に努める。

### (2) 防災防犯体制の強化

- 1) 火災・地震・大雪などに備えた防災体制を充実させるとともに、地震防災対策強化地域にある施設として、寮独自の防災マニュアルに基づく多様な訓練を実施し、実際の有事の際の実

- 効性を高めておく。
- 2) 災害時に孤立化する場合を想定し、必要な水、電気、食料等の確保対策を強化する。
  - 3) 近隣企業との災害時応援協力体制について具体的な話し合いをもつ。
  - 4) 在宅知的障害者の災害時の地域指定福祉避難所であることから、公益的事業としての取り組み（被災障がい者への**施設の有する介護技術や自閉症等障害特性への支援**、食料品や毛布、ストーブ等の無償提供等）の具体化を行政や区などと連携して進める。地域防災支援協定を見直しし、公益的事業への取り組みを新たに盛り込み、施設としての地域貢献の役割を明確にする。
  - 5) 不審者の侵入等防犯対策を強化する（夜間戸締りの徹底、巡視の強化等。他、防犯カメラなど有効と思われる防犯機器類の導入についても、検討を進める）

### (3) 情報の管理

「マイナンバー」の管理運用については特定個人情報取扱規程等を遵守し管理する。又、その他情報に関する規定「情報公開規定」(RP-0103)「プライバシー保護規定」についてもその関係性に留意しつつ適切に取り扱う。

## 3. 施設整備

- (1) 本体及び通所の設備等の改修については、重要度、緊急度等を勘案のうえ中期計画に基づき実施する。  
また介護浴槽の整備については、関係補助金を活用するのうえ9月末までに実施する。
- (2) グループホーム(新賀ハイツ)の消防設備改修については、関係補助金等の有効活用を検討のうえ実施する。
- (3) 固定資産等の更新は、耐用年数の経過、性能の状況、必要性、価格等を検討のうえ、計画的に実施する。
- (4) 随時発生する固定資産等の故障対応については、必要性、効率性、緊急性を勘案のうえ、修繕又は更新を決定する。

## 4. 職員の研修・人材育成

- (1) 「人権意識」・「危機管理」・「感染症対策」を柱に各種研修を実施する。
- (2) 職務基準に合致した資格取得を推進していく。介護福祉士等の資格取得及び業務に必要な資格取得については、年間の研修計画に沿って支援する。
- (3) 交通安全を徹底するため、送迎職員・世話人を含む全職員対象に安全運転の啓蒙及び職場研修を行う。
- (5) 利用者の日常の健康、体調、機能維持に向けた研修を行い、活用していく
- (6) 自閉症スペクトラムや強度行動障がい等への支援の専門性向上と日常的な支援への活用を図るための取り組み(研修等)を行う。

## 5. 地域支援・交流

- (1) 南信州広域連合自立支援協議会・圏域内連携会議や交流イベントを通じて地域ニーズの把握に努め、当寮の市町村受託事業等（タイムケア・ショートステイ・相談支援事業など）において、できる限り地域貢献に資するよう努力する。
- (2) 寮の施設機能を活かした地域との交流を推進する。(保育園との交流、中学生の体験学習受け入れ等)
- (3) グループホームの利用者は地区自治会の一員であることから、生活に支障のない範囲で地区行

事などへの参加を心掛ける。

- (4) 福祉人材育成を主眼としつつ、第三者評価者としての狙いもち、学生の実習申し込みを積極的に受け入れる。
- (5) 定期イベント、各種同好会、学習会及び職員研修会などに、ボランティア団体（個人も含む）の積極的な活用を心掛ける。
- (6) 公益的取り組みを具体化してゆく（具体案は2．施設運営の方針（2）防犯防災体制の強化4）に記載）
- (7) 南信州広域連合地域自立支援協議会の進める地域生活支援拠点整備（ワーキングG）の取り組みについては圏域の動向を見ながら可能な範囲で協力してゆく。

## 6．利用者家族・家族会との連携

- (1) 家族会の円滑な運営を支援するため、役員会及び総会を通じて施設運営、福祉制度情勢及び圏域内のニーズに関する情報交換を積極的に行う。
- (2) 家族会事業計画に基づく年間行事を通じて、家族間交流の促進を図るとともに、当寮の運営に関する協力体制を堅持する。
- (3) 任意団体家族会連合会の運営に協力する。

## 7．年間行事予定表

月	行 事 内 容			参 加 行 事
	悠生寮	家族会関係会議	家族会(要検討)	
4	お花見 4/6(木)		家族会・総会: 4/29(土)	伊久間諏訪社祭典
5	端午の節句 伊久間区合同防災訓練			
6	初夏の味彩	第1回家族会運営 協議会 6/24(土)	家族会環境整備 6/ ( )	
7	七 夕 夏祭り 7/22(土)予定		通所家族懇談会 7/ ( ) 家族会連合会総会(幹 事はらむら) 7/9(日)	サマーチャレンジボラン ティア
8	暑気払い			
9	長寿の祝 総合防災訓練 (非常時の食事提供訓 練を含む)			県障がい者スポーツ大会
10	第27回りんどう祭 10/14(土)予定 利用者集団健康診断 サツマイモ掘り交流会		家族会環境整備 10/ ( ) 第27回りんどう祭 10/14(土)予定	飯伊地区レクリエーション 大会 10/ ( ) (喬木幹事) わの里まつり
11	秋の味彩			県知障協福祉大会(東信) 喬木村文化祭
12	クリスマス会		家族会環境整備 12/ ( )	
1	新年会 ほんやり 防災訓練(夜間想定)			

2	節分 春の味彩		家族会年度末総会	
3	ひな祭り 防災訓練（夜間想定）	第2回家族会運営 委員会・虐待防止 委員会		
寮 随 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ旅行 ・各種レクリエーション ・おやつバイキング</li> <li>・利用者作品展 ・人権・権利擁護・苦情解決についての勉強会(年2回)</li> <li>・サンスポート移動教室 ・PT・ST 訪問指導(年4回)</li> <li>・嘱託医内科健診(1回/月) ・結核検診(7月から8月) ・インフルエンザ予防接種(11月)</li> </ul>			
家 族 会 随 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会 ・交流会 ・南原苑保護者会との交流会</li> </ul>			



## 平成29年度 はらむら悠生寮 事業計画

### 本年度の基本方針と目標

はらむら悠生寮は、平成29年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 開所2年目を迎えた通所棟「けやき」の機能性及び実践を通して培った支援技術等を生かし、生活介護事業の内容の充実と安定的な運営を目指す。
2. グループホーム「悠楽」について、速やかに土地の確保を進め、新しい建物の設計及び建設に向けて準備をする。
3. 地域の生活介護利用ニーズを的確につかみ、当事業所がもつ組織力（体力・能力・実行力）との関係における需給バランスの適正化を図る。
4. 施設整備については中期計画に基づき進めるも、経年劣化している設備等については予算の範囲内で効率的に修繕等を実施する。
5. 虐待防止活動として年間スローガンを設定及び掲示し啓蒙を図る。さらに虐待防止推進委員を指名し様々な視点で虐待防止を考える。

### 具体的な取り組み

#### 1. 支援サービスの向上

##### (1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な支援に努めていく。
- 2) サービス等利用計画と個別支援計画の整合性を図り、相談から日々の支援に至るまでのプロセスにおいて一貫したチームアプローチができるように努める。

##### (2) 権利擁護及び虐待の防止

- 1) 虐待防止委員会を開催し、虐待防止に向けたスローガン等の事業方針を決定し取り組む。
- 2) 「職員行動規範」を理解し特に遵守事項を徹底する。
- 3) 権利侵害を防ぐため、職員同士が互いに注意・抑止し合える職場風土をつくる。
- 4) 虐待を含めた権利侵害が発生した場合は法人の規定に則り、関係機関への通報等を含め適正に対処する。
- 5) 2カ月ごと虐待防止推進委員を指名し個別テーマを設けて虐待防止を考える。

##### (3) 健康の維持と予防介護

###### 1) 健康管理

- ・ 日常の健康観察を通して疾病等の早期発見に努め、緊急対応・医療行為等に的確に対処する。
- ・ 通所・短期入所利用者等の健康情報をご家族と共有し健康管理を行う。
- ・ 自治会・利用者朝会などの機会を通じて、食事・運動・睡眠・衛生等の重要性について啓蒙を行う。

###### 2) 感染症等の予防

- ・ 個人衛生（手洗い・手指消毒・うがい）や健康管理、及び施設環境の衛生管理などの対策を日常的、定期的に行い感染症の蔓延を予防する。

### 3) 食生活

調理業者との連携により、利用者の要望及び疾病や障がい等、個別の事情に配慮した食事を提供するなど食生活の充実を目指す。

### (4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 要介護者の日内変動を的確に見極め、効果的に支援する。
- 2) チームプレーを常として事故や誤用を未然に防ぎ、要介護者の快適性や安全性を高める。
- 3) 利用者個々の身体状況に応じた、利用者・職員の双方に安全な介護技術を習得する。

### (5) 日中活動の充実(活動の支援)

- 1) 活動場所としての通所棟の機能性を有効に活用し地域の期待に応える。
- 2) 個別支援計画に基づき質の高いサービスの提供を心がける。
- 3) 利用者の個性を大切に創作活動や、これまで培ってきた作業活動の機会を提供する。
- 4) 自閉症等、発達障がいのある利用者の支援については、その特性を理解し適切なアプローチを行う。

### (6) 危機管理体制の充実

#### 1) 身体拘束

身体拘束解除のために継続的に身体拘束等対策委員会を開催し、その必要性について検討し速やかに解除できるよう努力する。

#### 2) 喀痰吸引関係

痰の吸引及び経管栄養等の医療行為は、危機管理委員会の下に医療的ケア委員会を設けて規定に基づき実施する。

#### 3) 防災(地震、雪害、風水害対応含む)関係

- ・大規模災害を想定した防災訓練を実施し災害時に対処できるように準備を行う。
- ・地震・雪害・風水害等を想定した事業継続計画(Business continuity planning、BCP)を作成し、より実効性のある内容にするために順次見直しを図る。

#### 4) リスクマネジメント

- ・高齢化による身体機能の低下からリスクが増大する中、転倒予防に対する意識を高め、早期に防止対策を講じる。
- ・支援部会等で事故ヒヤリ検証を確実に行うことにより、事故のメカニズムを知り、再発防止へとつなげる。
- ・職員が感染症等の媒介者とならないよう、職員は自らの健康管理に万全を期す。
- ・送迎支援は事故発生リスクが高いため、法人の規定に則り安全運転を徹底する。

### (7) 苦情解決の取組

- 1) 受付けた苦情や相談は、職員会等で報告・検証を行い、職員全体で共有した上での的確な回答を示していく。
- 2) 回答後の結果について日常的に経過を確認し、申出者の満足度を高める支援につなげる。
- 3) 気付きの意識を高めることにより利用者の想いを代弁し、課題解決を図っていく。

## 2. 施設運営の方針

### (1) 中・長期的な施設運営について(中期計画より概要)

- 1) 圏域の自立支援協議会各部会・地域のケア会議・養護学校との懇談等を通じて、生活介護利用

希望者のリサーチを行い、以降の計画及び中・長期的な計画にも反映させる。

2) 通所に通う生活介護利用者は発達障がい系の方が多く、マンツーマン対応が求められより質の高い支援技術を必要とする。この技術知識が一部の職員に偏ることがなく広く対応できるように質の底上げを図る。

#### (2) 経営安定化の具体的取り組み

1) 一日の平均利用者数を生活介護 60 名、短期入所 4 名を堅持する。そのために現在利用いただいている方へのサービス向上に努め信頼関係を高める。

2) 中期計画最終年度にあたる 29 年度は生活介護 65 名定員とする当初計画であったが、利用ニーズと職員配置とのバランスを見極め慎重に検討する。

・ 65 名定員かつ職員配置 2 : 1 を維持するには現状プラス 2 名~3 名の職員増が必要。

・ 次期中期計画の数年をかけ、ソフトランディングを目標にする。

3) 設備・機械等の不具合の早期修繕修理、事故等への早期対応、仕事の効率化、等々経費節減のための手立てを考え、できることから実践する。

### 3. 施設整備

#### (1) 施設整備

1) グループホーム悠楽については速やかに土地の確保を進め、スプリンクラーの設置義務等、各種設置基準に適合する新しい家屋建設に向けて準備に着手する。

2) 経年劣化により給湯ポイラーを更新する。

3) 安全な入浴環境にするために浴室ドアの改修工事を実施する。

4) 災害時及び停電時等の不測の事態に対応するため発電機を購入し電源確保に備える。

5) 施設及びホームの点検を月 1 回行い、不具合や修繕箇所の早期発見に努め対処する。

#### (2) 生活環境の整備

1) 自閉症及び医療的ケア等、個別性の高い利用者に対し、障がい特性に合わせて安心して過ごせる環境をつくる。

2) 利用者の皆さんの生活習慣や価値観を尊重しつつも、衛生的で心地よく暮らせるように、特に生活の中心となる身近な居室の環境美化に努める。

### 4. 職員研修・人材育成

(1) 事業者指定を受けるために必要な研修等、年間研修計画に沿って効果的に取り組む。

(2) 介護福祉士等特定の資格取得、及び相談支援専門員やサービス管理責任者等の資格取得要件を満たす職員については、人事管理に基づき計画的に研修に派遣する。

(3) 圏域で開催される職員研修は、身近な研修機会であると共に、地域の社会資源としての役割を再確認できる場のため、有効に活用していく。

(4) 職場内全体研修 (OFF-JT) を毎月行い、職員個々のスキルアップに努める。

(5) 職員のメンタルヘルスを目的とした各種研修会を実施する。(安全衛生委員会による)

### 5. 地域支援・地域交流

(1) 短期入所及びタイムケア等については、在宅障がい児・者の要望に応じ対応可能な範囲で受け入れる。

- ( 2 ) 地域における公益的な取り組みとして、柏木区内を中心に村内の美化活動を継続する。
- ( 3 ) 共同生活事業の適正な運営に努める。
- ( 4 ) ボランティアとの相互理解や共感は新たな活動や展開へのヒントになるため適切なコミュニケーションを心がける。

#### 6．相談支援事業

- ( 1 ) 利用者のニーズに応え、関係機関と協力して適切なサービス利用につなげるための計画相談を行う。

#### 7．業務改善

- ( 1 ) 質の高い介護支援及び活動支援をするために、職員の配置及び業務内容等の適正化を図る。

#### 8．利用者家族及び家族会との連携

- ( 1 ) 家族会と連携を取り、家族、施設が協調した施設運営を行う。
- ( 2 ) 通所利用者の増加に対応し、家族と連携を図れるよう家族会への加入・参加を推進する。
- ( 3 ) 利用者預り金等管理規程に則り、定期的に預り金監査を実施し、利用者会計処理の適正な運営に努める。

#### 9．運営協議会の開催

- ( 1 ) 現行の評議員会が担っていた諮問機関としての機能の代替え機関として、地域や利用者及び家族等で構成される運営協議会を組織し、法人の運営やはらむら悠生寮の事業(計画)等について、意見及び提案をいただく機会を設ける。

#### 10．地域貢献活動

- ( 1 ) 現行制度(区分非該当)で生活介護を利用できない、特に昼間の活動を求めている方々の居場所として当施設を利用していただくよう、地域公益的な取り組みとして実施する。  
市町村事業枠(タイムケア日中一時支援等)を使い切ってしまった在宅の方へのサービス提供
- ( 2 ) 在宅障がい者の地域生活を支えるため、ケア会議等に参加し、支援技術や各種情報の提供を行い圏域の福祉向上に寄与する。
- ( 3 ) 地震等の災害時に対応可能な防災協定の見直し、地域被災者向けの備蓄食品の確保、地域の被災者への対応方法等々、地域との相互関係の構築を図り総合的な災害対策を検討する。

#### 11．次期中期計画の策定

- ( 1 ) 第一次中期計画の3か年の実績を評価し、次期中期計画を策定す

### 8. 年間行事計画(別紙)

平成29年度 年間行事予定表

はらむら悠生寮

月	施設	グループホーム	家族会
4	お花見・歓迎会 虐待防止委員会 4/22(土)	お花見	家族会総会・職員歓送迎会 4/22(土)
5	端午の節句(菖蒲湯) 一般健診 5/11(木) 避難訓練 諏訪地区障がい者スポーツ大会 5/00(土)	諏訪地区障がい者スポーツ大会 避難訓練	
6	ふれあいスポーツデイ 眼科検診 運営協議会 6/24(土)	原村一般検診	環境整備・第1回役員会 6/24(土) 後援会定期代議員会 法人第1回家族会理事会
7	七夕 障害者FD大会	障害者FD大会	家族会連合会総会 7/7(金)~7/8(土) 当番施設 はらむら悠生寮 (於 上諏訪油屋)
8	夏祭り	夏祭り	
9	自治会敬老会 諏訪地区レクリエーション大会 県障がい者スポーツ大会 9/00(日) 原村敬老会	諏訪地区レクリエーション大会 県障がい者スポーツ大会 原村敬老会	
10	第24回りんどう祭 10/1(日) 避難訓練	第24回りんどう祭 10/1(日) 避難訓練	第24回りんどう祭の協力 10/1(日) 野菜販売・豚汁他 家族会視察研修 10/28(土)
11	収穫祭 インフルエンザ予防接種 原村文化祭 11/00 漬物 11/25(土)	インフルエンザ予防接種 原村文化祭 11/00	環境整備・漬物会 11/25(土)
12	クリスマス・忘年会	クリスマス会	
1	新年会 どんど焼き	新年会 どんど焼き	法人第2回家族会理事会
2	節分 日中活動ご苦労様会 子宮がん検診 運営協議会 2/23 or 3/17(土)		知障協南信支部施設長保護者会長会 三役会 2/23(金)
3	雛祭 避難訓練		手作りご馳走会(ぼた餅他) 第3回役員会 3/17(土)
随時	グループ旅行 歓送迎会・各種同好会・土曜教室 ひだまり喫茶・各種レクリエーション(鑑賞他)	グループ旅行 歓送迎会・各種同好会・土曜教室・ひだまり喫茶 各種レクリエーション(鑑賞他)、各ホーム親睦会	農場管理(耕作・定植・除草) 職員と懇談会 福祉大会

## 本年度の基本方針と目標

須坂悠生寮は、平成 29 年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 須坂悠生寮中期計画に沿って 3 年目の事業実施に取り組む。
  - (1) 生活介護事業について通所利用者の増加（毎年 2 名以上目標）を図る。生活介護全般について利用環境の向上のため「みのどうの家」の更なる活用と日課、内容の充実を図る。
  - (2) 施設入所事業について安心安全で居心地の良い居住環境づくりに努める。特に高齢利用者の日常の健康管理と変調時の気づき、早期対応に努める。
  - (3) 短期入所事業は、利用率 75%以上の達成を目標に事業に取り組む。須高地域、長野市からの新規利用について地域との連携に重点を置く。
  - (4) 共同生活事業について高齢化等による支援のニーズに対応するため、支援体制の強化と設備の整備を順次すすめる。
2. 全職員で権利擁護に取り組む。日常を振り返る機会を定期的に設け、普段の何気ない支援から虐待の芽を取り除く。
3. 当寮が地域資源の一つとして社会貢献をしていけるよう常に外に目を向けていく。
4. 雇用確保と人材育成が適うよう労働環境の整備に努める。
5. 20 周年記念事業を企画し執行する。

## 具体的な取り組み

### 1. 支援サービスの向上

- (1) 支援姿勢
  - 1) 声を聴き、想いを大切に、意思決定を尊重した支援を心掛けます。
  - 2) 笑顔を大切に、穏やか丁寧な対応を心掛け、気持ち良い支援を提供します。
  - 3) 支援内容を全職員が共有し満足度が得られる支援を心掛けます。
- (2) 権利擁護・虐待・身体拘束の防止
  - 1) 虐待防止委員会を開催し虐待防止に組織的に取り組む。
  - 2) 障がい特性や認知症などについて、知識や技術の習得を進め、不適切な対応の根絶を目指すと共に、より良い支援サービスの提供に取り組む。
  - 3) 身体拘束が解除できるよう継続的に検討会を重ね軽減と防止に取り組む。
- (3) 健康の維持増進
  - 1) 健康管理
    - ・ 医学的知識の情報収集や習得に努め、疾病の早期発見と予防をする。
    - ・ 「感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止」の指針に基づき、感染症予防に努める。
  - 2) 食生活
    - ・ 調理業者と連携を図り、個々のニーズに対応した食事提供に努める。
    - ・ 委託業者の適性について評価を行い、業者変更も視野に検討を行う。
    - ・ 食事の適温提供の為の方法の模索・検討をおこなう。
- (4) 介護予防・介護支援
  - ・ 要介助者の実態を的確に把握し、効果的なチーム支援を心掛ける。
  - ・ 身体状況に応じた介助方法と利用者・職員双方に安全な介護技術の習得を目指す。
  - ・ 専門家の指導、日常の支援から機能維持・増進のためリハビリ・ハビリを実施する。
  - ・ 医療的ケア・ターミナルを含め利用者の状況についてご家族と連携していく。

(5) 日中活動の充実（日中活動係）

- 1) 個別ニーズに対応でき得る活動内容を模索し活動の充実を図る。
  - ・楽しみや喜び（生きがい）を感じられる日中活動の提供を目指す。
  - ・個々の要望や特性に合わせた班編成や活動場所、職員配置を検討し導入する。
- 2) 地域利用者の受け入れを促進するため、具体的なサービス内容を確立し魅力ある活動提供を目指す。

(6) 防災・防犯関係

- 1) 様々な災害を想定した訓練を繰り返す中で事業継続計画がより実効性のある内容となるよう順次見直しを図る。
- 2) 災害を身近なものとして捉え、即応できるよう実践的な訓練を積むことで個々の防災意識を高める。
- 3) 職員個々の防犯意識向上と協力体制の共有確立のための訓練を取り入れる。合わせて関係設備、備品の整備に努める。

(7) リスクマネジメント

- 1) 気づきの意識を高め、安全な暮らしの提供に努める。
- 2) 事故、ヒヤリ報告の検証を定期的に行い再発防止と課題解決に努める。

(8) 苦情解決体制の整備

- 1) 利用者からの苦情・要望等に真摯に対応し、業務改善・サービス向上、権利擁護意識向上につなげ、暮らしの満足度向上に努める。
- 2) 第三者委員招聘の機会を増やし、利用者との懇談や施設への提言の場を設けていく。

(9) 自治会活動

- 1) 利用者主体の自治会運営を推進する。
- 2) 楽しみある暮らしの実現に向け協働する場とする。

## 2. 施設運営の方針

- (1) より多くの方に施設入所支援、生活介護、短期入所、地域生活支援などの事業を利用していただけるよう引き続き体制整備を進める。
- (2) マイナンバーの管理運用について、利用者特定個人情報取扱規程等を遵守する。
- (3) 職員の安定的雇用体制と働きやすい職場環境の構築を目指す。
  - 1) 安全衛生委員会等が中心となりメンタルヘルス体制を整備する。
  - 2) 働きやすい職場作りのため、業務の見直しや休憩、有給休暇取得を推奨する。
  - 3) お互いを認め相互に助け合える気持ちを大切にできる組織作りを目指す。
- (4) 運営協議会等を通じて、地域、利用者、家族会の意見や要望等が施設運営に反映されるよう理解と協力、絆を深めていく。

## 3. 施設整備

- (1) 中期計画に沿って寮舎設備等の整備と保全をすすめると共に、長期展望を視野に次期中期計画を作成していく。
- (2) 日常の保守点検を実施し、全職員が異常の早期発見と早期対応を可能とする。
- (3) 中期計画では当初じゅうたんの部分的な更新を計画してきたが、衛生環境や感染症対策として床材をリノリウムに変更して継続的な張替え事業に取り組む。

#### 4. 職員研修・人材育成

- (1) 定期的な啓発を通し礼節・虐待防止等への関心を高め社会人及び障がい福祉に携わる専門職としてモラルある人材の育成に努める。
- (2) O J Tを組織的、重層的に推進し、組織力・支援力の向上を図る。
- (3) 法人現任研修や外部研修など専門的な知識や技能習得・資格取得研修等に向けて、計画的に取り入れ平準化させていく。また、伝達研修を通じ現業へのフィードバックを図る。
- (4) 雇用安定、人材育成のため労働環境整備等を施設の運営方針に据え取り組む。

#### 5. 地域支援、相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の円滑な運営を行う。
  - 1) 高齢化に対応するため、サビ管・生活支援員の定期的な訪問支援を充実させる。
  - 2) 利用者の実態に即した住環境の整備を随時実施する。
  - 3) 防犯、災害に対応できうる防災訓練と啓発活動を実施する。
- (3) 短期入所事業について、新規利用者の開拓を含め利用率の維持が図れるよう努める。
- (4) 圏域自立支援協議会、障害者支援センター他、関係機関との連携に努め、障がい者等の地域生活を支援する。
- (5) 特定相談支援事業について、相談支援業務の充実のため、現場職員と協働する。
- (6) 地域拠点事業整備にともない地域の社会資源として必要な役割を果たす。

#### 6. 地域交流・社会貢献

- (1) 地域貢献に資するため、運営協議会や外部団体との交流の機会に務め、相互理解を深めていく。
- (2) 利用者の日々の暮らしづくりの一貫として、個人・団体ボランティアの新規開拓と定着を図り日課に組み込む。
- (3) 米子地区の一員として、住民と交流を図るとともに地域活動に積極的に参加・協力する。
- (4) 地域公益事業として、地区・社協と連携して地域の各種教室等の開催場所として地域交流ホームを提供する。
- (5) 生活困窮の方への物資提供について支援センター、まいさぼとの連携で支援協力する。

#### 7. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 家族会事業が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (2) 役員会や総会などの機会を通じ情報共有に務める。
- (3) 懇談会や行事、日々の家族への連絡を通して相互の理解を深める。



平成29年度 年間行事予定表 須坂 悠生寮

月	行事内容			
	寮	家族会	共同生活	参加行事
4	お花見/17(水) 家族交流開始日/22(土)	家族会総会 /22(土)	お花見	
5		県知障協総会		米子不動尊縁日 /1(月) 県知障協総会
6	北信レクリエーション(当番) バイキング食	家族会環境整備・役員会 /10(土)		
7	七夕 /7 生活習慣病検診 / (水)	家族会連合会総会 /~	花火見学	米子神社祭礼 / ( )
8	開寮記念日/1(火) 夏季家族交流開始日 /11(金)	役員会/1(火)		
9	長寿を祝う会 合同防災訓練(米子地区)/ (土)	家族会環境整備・役員会 /30(土)		
10	20周年記念式典・りんどう 祭 /7(土)	20周年記念式典・りん どう祭		須坂市ふれあい広場 /14(土)
11	インフルエンザ予防接種	家族会漬物作り/ 家族交流お楽しみ会	インフルエンザ 予防接種	県知障協福祉大会/ ( )
12	クリスマス・忘年会 / 冬季家族交流開始日/27(水)		忘年会	
1	新年会 / どんど焼き /		新年会	
2	節分 /3( ) バイキング食		節分	
3	ひなまつり /3( )	家族役員会・職員との懇 親会 / (土)		県知障協総会 / ( )
備考	グループ旅行・グループプレク サンアップル移動教室 余暇の日(毎月1回) 音楽・芸術鑑賞(随時) 内科検診(毎月1回) 歯科検診(6、12月) PT指導(6、10、2月) 避難訓練(年4回)	運営協議会 家族会連合会活動 法人及び後援会への協力 県知障協活動参加	避難訓練 (年2回) 旅行 地区行事	各悠生寮の行事 須坂市(市・社協)行事 米子地区各種行事 サンアップル行事 北信レクリエーション